

九 当該合併に際して発行する振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第二号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第

四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項

第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主との数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

一一 当該振替機関が前項第二号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項

第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と

同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするとする場合には、当該存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該自己の振替株式について振替の申請をしなければならない。

8 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項		完全子会社となる会社は	
消滅会社は		株式交換の日又は株式移転をする時期	
合併をする時期		当該新設会社又は当該存続会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
当該消滅会社		当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
第一項第一号		当該完全子会社となる会社	
社が合併の日		株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
第二項第二号		完全子会社となる会社	
合併の日		株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
第二項		完全子会社となる会社	
合併の日		株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
消滅会社		完全子会社となる会社	

				新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社
				存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が
				新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して
				合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
				新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社
				合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
				合併	株式交換又は株式移転
				第四項第一号	完全子会社となる会社
				第四項第二号	株式交換により完全親会社となる会社
				存続会社	株式交換又は株式移転
第七項	存続会社	合併	第四項第九号	株式交換により完全親会社となる会社	株式交換により完全親会社となる会社

合併の日	株式交換の日

9 前項に規定する場合において、完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転の日において、完全親会社となる会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

10 第一項から第六項までの規定は分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社若しくは承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸收分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸收分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
合併をする時期	分割をする時期	当該分割会社
当該消滅会社		

			第一項第一号
			当該新設会社又は当該存続会社が合併の日
			当該設立会社又は当該承継会社が商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
		合併の日	商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
	第二項		商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
合併の日			商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
消滅会社			商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
新設会社又は存続会社	分割会社		設立会社又は承継会社
存続会社が			承継会社が

前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、設立会社又は承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座

第三項							
新設会社又は存続会社は、合併に際して						設立会社又は承継会社は、新設分割又は吸収分割に際して	
第四項						合併の日	
新設会社又は存続会社						設立会社又は承継会社	
第四項第一号						合併の日	
合併						分割の日	
第四項第三号						新設分割又は吸収分割	
合併						分割会社	
第四項第九号						存続会社	
合併						承継会社	
第七項						新設分割又は吸収分割	
存続会社						承継会社	
合併の日						分割の日	

を通知しなければならない。

12 第一項から第六項までの規定は消滅会社が有限会社である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	株主及び株主名簿	社員及び社員名簿
第一項第一号	株主（株主名簿）	社員（社員名簿）
第一項第二号、第二項、第四項第一号から 第三項まで及び第五項	株式の株主 株主	持分を有する社員 社員

第一号イ

13 第一項から第六項までの規定は分割会社が有限会社である場合において、承継会社が吸收分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸收分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸收分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
第一項第一号	合併をする時期	分割をする時期
	当該消滅会社の株主及び株主名簿	当該分割会社の社員及び社員名簿
	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消	当該承継会社が分割の日における当該分割



第四項第一号					合併の日	分割の日
	株主				株主	社員
	合併				吸收分割	
第四項第二号					株主	
第四項第三号					消滅会社	
	株主				分割会社	
第四項第九号					社員	
	存続会社				社員	
第五項第一号イ					承継会社	
	株主				社員	
第七項					社員	
	存続会社				承継会社	
合併の日					社員	
	承継会社				分割の日	
	分割の日					

14 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の社員又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなけ

ればならない。

第一百四十四条 加入者は、前条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、合併に際して発行し、又は移転した振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をしたときは、当該振替株式の発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をするべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出

一 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3 前項の規定は、前条第一項に規定する場合において、合併の日の前に消滅会社の株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5 第百三十二条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百三十二条第三項	第一項の申請をする加入者 (以下この条において「申請人」という。)	発行者
第百三十二条第三項	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、

第一百三十二条第四項第一号

申請人の口座の前項第二号

前項第一号の口座の同号

一号

6 第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

7 前各項の規定は、前条第八項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換の日又は株式移転の日の前に当該完全子会社となる会社
合併に際して		株式交換又は株式移転に際して

第三項

前条第一項に規定する場合

株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合

合併の日の前に消滅会社

子会社となる会社

8 第一項から第六項までの規定は、前条第十項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関

等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項

消滅会社の株式が振替株式で

ない場合において、合併の日

の前に当該消滅会社

分割会社の株式が振替株式でない場合において、商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に

分割会社

合併に際して

新設分割又は吸収分割に際して

第三項	
前条第一項に規定する場合	分割会社の株式が振替株式でない場合
合併の日の前に消滅会社	商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社
第二項	
消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	合併の日の前に消滅会社の持分
株主名簿	社員名簿
第三項	前条第一項に規定する場合に消滅会社が有限会社であつて、新設会社又

において

は存続会社が合併に際して振替株式を発行する  
し、又は存続会社が合併に際して発行する  
振替株式に代えてその有する自己の振替株  
式を移転しようとする場合において

株式	持分
株主名簿	社員名簿

10 第一項から第六項までの規定は、前条第十三項において準用する同条第二項本文の申出により振替機  
関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式で ない場合において、合併の日 の前に当該消滅会社の株式
株主名簿	分割の日の前に分割会社の持分

合併に際して	吸収分割に際して
第三項 前条第一項に規定する場合において、合併の日	分割会社が有限会社であつて、承継会社が吸收分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸收分割にして発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において、分割の日
株式 株主名簿	持分 社員名簿

第一百四十五条 消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の一週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通

知をしなければならない。

## 一 当該消滅会社の振替株式の銘柄

### 二 合併をする時期

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前各項の規定は、株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式でない株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式でない株式に代えてその

有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするとときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期
第一項第一号	消滅会社	完全子会社である会社が
第一項第二号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第二項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日

6 第一項から第四項までの規定は、消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社又は存続会社が有限会社であるときについて準用する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式に関する特例)

第一百四十六条 株券喪失登録がされた株券の株式、商法第一百三十九条ノ八第三項第一号の株式、同項第六